

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	配食サービスの利用決定の利用決定		
根拠法令及び条項	蓮田市配食サービス事業実施要綱第5条、第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市配食サービス事業実施要綱第3条 第3条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、心身の障害、疾病等により自分で調理することが困難な者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 65歳以上のひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみの世帯に属する者 (2) 世帯員の就労等により、日中長時間にわたり高齢者のみの状態となる65歳以上の者 (3) 前2号で定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた者		
審査基準設定年月日	平成18年6月13日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 30日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成18年6月13日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。